

令和 3 年度

事 業 計 画 書

社会福祉法人雲南市社会福祉協議会

【 経営理念 】

市民誰もが 自分らしく輝き 支え合う
福祉のふるさとづくり

【 経営ビジョン 】

経営理念の実現に向けて

【共感】 共感の輪を広げ
笑顔の福祉活動を育む社協を目指します

【共創】 思いをつないで
地域社会と福祉を創る社協を目指します

【共生】 自分らしく輝く
ふだんの暮らしを守る社協を目指します

私たちは、三つの社協らしさで地域社会に貢献します

(中期経営計画より)

I 基本方針

昨年の世界保健機関（WHO）の「パンデミック」表明以来、新型コロナウイルス感染症は今も感染が続き、日常生活も厳しい状況におかれています。雲南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）といたしましては、行政機関や関係団体との連携のもと、感染拡大を防止するための各種対策には徹底して取り組んで参ります。

今、国では「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和3年4月1日施行）」により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対して、市町村において包括的に支援する体制を構築するための新たな事業として「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりへの支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。本会では、このように『地域共生社会』の実現を基本コンセプトとする社会福祉制度全般の改革が進められる中、これまで以上に民生委員・児童委員、地域自主組織、社会福祉法人・福祉施設、老人クラブ等の関係機関・団体と一層連携・協働し、雲南市における地域福祉活動の構築・定着に努めて参ります。

令和3年度においては、まず「雲南市地域包括支援センター」事務所を市役所本庁舎内から本会事務所が入る三刀屋健康福祉センターへ移転いたします。これまでの総合相談等の基本事業については、課題解決のための包括的な支援体制構築に向けて、本会地域福祉事業の3本柱である「福祉のまちづくり促進センター」、「権利擁護センター」、「生活支援・相談センター」とは特に密接な連携のもとに、より効果的な事業展開を図ります。

次に、雲南市における生活支援体制整備事業の見直しにより、第1層生活支援コーディネーター1名を地域福祉部に配置いたします。地域自主組織等から受けた相談や生活課題などについて、常にその情報を共有しながら、解決に向け協働して取り組むことが必須との認識の上で、「市」と「社協」それぞれに配置された第1層の生活支援コーディネーターが、車の両輪としての機能を発揮できるよう新たにスタートいたします。

次に、本会は現在6事業部体制により、雲南市における「地域共生社会の実現」の一翼を担う各種の社会福祉事業を展開しています。社会情勢や政策の動向、そして本会を取り巻く環境が刻々と変化する中、第2期中期経営計画（令和3年度～令和7年度）を策定いたしました。この計画は「社会福祉協議会の専門性（社協らしさ）」を役職員がしっかりと自覚し、これを発揮することで組織を継続し成長させていくことを目指すものです。計画の中に「目標管理制度の導入」がありますが、今年度は係長級以上の職員を対象に行い、本会での定着に向け必要な事項を検証するとともに、法人内での制度理解が深まるよう進めていきます。

そして、介護保険事業では介護報酬をはじめとする定期の見直し期を迎えました。まずは法令順守に基づく安定経営に努めます。このような中で、平成 21 年 4 月に開所した「デイサービスセンターなかの」につきましては、介護スタッフ不足により止む無く 1 年間事業を休止することになりました。事業継続のための人材確保は重大な課題でありますので、関係機関、関係法人とも連携し確保策を検討、実践いたします。

続いて、子育て支援事業において掛合保育所（定員 90 人）が、年間を通して入所定員を満たせない見込みとなっております。今後の受託運営の維持・継続に向けて雲南市担当部局との協議を進めて参ります。

最後に、令和 3 年度の定時評議員会終結を持ちまして本会役員及び評議員の任期が満了いたします。新たな役員及び評議員の体制によりスタートできるよう改正法の趣旨、ルールに則り確実に進めて参ります。

以下、6 つの事業部門ごとに事業の実施計画を掲げ、社会福祉協議会らしい「地域福祉」を推進いたします。

II 事業実施計画

1 法人運営事業部門

○ 部門ビジョン（目指す姿）

組織を継続し成長させていくために

法人の全体最適に向けたマネジメントを戦略的に推進する

総務部を目指します

- ▶ 職員一人ひとりが自分らしさを發揮し、力を合わせて社協らしい総合力を発揮できる組織づくりを進めます。
- ▶ 法人経営を統括する部門として、職員一人ひとりが安心・安全に、やりがいをもって働くことができる組織基盤の強化に取り組みます。

1 法人運営に関する業務

関係法令、定款及び諸規程等に基づくガバナンス（統治）体制の構築により、社会福祉法人に求められる公益的かつ透明性の高い事業の実施に努める。

(1) 法人運営に関する諸会議の運営

- ① 理事会（業務執行の決定機関）の運営（5回）
- ② 評議員会（法人運営に係る重要事項の議決機関）の運営（3回）
- ③ 地域福祉委員会（地域住民の意見集約と提言機関）の運営（2回）
- ④ 理事事業担当部会（各部門の調整・調査・研究等の機関）の運営（随時）

ア 総務企画部会

イ 地域福祉部会

ウ 介護保険事業部会

エ 保育事業部会

オ 地域包括ケア推進部

- ⑤ その他の会議の運営

ア 三役会（随時）

イ 評議員選任解任委員会（随時）

ウ 企画調整会議（毎月1回）

(2) 法人運営に関する監査の受検（理事の職務執行、事業執行、計算関係書類及び財産状況）

- ① 監事による監査

ア 定期監査（5月）

イ 中間検査（12月）

- ② 内部監査人による監査（前期：8月・後期：2月）

(3) 関係法令に基づく定款、諸規程等の整備

定款、諸規程等の見直し及び改正等並びに所轄庁への届出

(4) 法人運営に関する情報公開（現況報告書・計算書類等）

- ① 社会福祉法人財務諸表等電子開示システムによる情報公開
- ② 本会ホームページによる情報公開
- ③ 本会広報紙「社協だよりうんなん」による情報公開

2 社協会員に関する業務

定款及び会員規程に基づき社協会員の加入促進に努め、地域住民や関係機関の参加を旨とする社協の組織基盤の強化を図る。

(1) 会員の募集及び会費ご協力のお願い

- ① 正会員 市内各世帯（7月）
- ② 賛助会員 本会役員及び評議員（12月）

(2)弔電のお供え

会員世帯にご不幸があったとき、弔電を送り弔意を表す。

3 人事管理に関する業務

人材の確保・育成・定着を進めるため、職員一人ひとりがそれぞれの業務に専念し、その能力を十分発揮できるよう支援する。

(1) 役員研修等の実施又は受講

法人研修又は外部研修の受講

(2) 人材の確保に向けた取り組み

- ① 魅力ある職場づくりと情報発信
- ② 職員の募集、採用試験の実施、採用

(3) 職員の育成及び自己実現を支援する取り組み

① 法人内部研修の実施

- ア 新採用職員研修
- イ 職員研修
- ウ 管理職研修

② 外部研修機関が実施する研修の受講

- ア 福祉職員生涯研修（福祉人材センター主催の階層別研修）
- イ 職能別研修
- ウ 課題別研修

③ セルフキャリアドックの実施

- ア 対象職員ごとに定期的な人材開発等の実施
- イ 組織的課題等の解決に向けた対応

④ 目標管理制度の導入【新規】

- ア 係長級以上を対象とした実施による成果と課題の検証、改善等
- イ 考課者研修等の実施

⑤ 職員の資格取得に関する支援制度の実施

(4) 人材の定着に向けた取り組み

- ① 働きやすい職場づくりに向けた職員協議会等との意見交換の実施
- ② 職員一人ひとりの働きがいを高める目標管理制度の運用

(5) 労働者名簿の整備と管理に関する業務

4 労務管理に関する業務

職員一人ひとりが安心・安全に、やりがいをもって働くことができる職場環境づくりを推進する。

(1) 労働法令等に基づく労務管理業務

- ① 労働条件の管理及び労働契約の締結
- ② 関係法令の施行・改正等に対応した就業規則及び関係諸規程等の整備及び遵守
- ③ 職員協議会との協定等の締結及び管轄監督署への届出

(2) 関係法令等に対応した労務管理業務

- ① 労働安全衛生法に基づく労務管理の実施
 - ア 定期健康診断の実施及び産業医による健康管理指導等
 - イ 衛生委員会の設置による調査審議事項の検討と職場環境等の改善推進（大東事業場・えがおの里事業場・雲南市社協全体）
 - ウ ストレスチェックの実施と指導医による面接指導又は健康相談の実施（随時）
 - エ 労働災害防止に向けた取り組み
 - オ 新型コロナへの対策等（対策本部の運営・警戒レベルに応じた対策等の立案・実施）
- ② 働き方改革関連法及び労働施策総合推進法等への対応
 - ア 年次有給休暇取得の促進
 - イ 雇用形態に応じた公正な待遇の確保
 - ウ 職場のハラスメント防止対策の実施
- ③ 次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の推進
- ④ 障害者雇用促進法に基づく労務管理の実施
 - 障がい者雇用と就業環境の整備

(3) 福利厚生に関する労務管理業務

- ① 法定福利への加入と管理（雇用保険・労災保険・健康保険・厚生年金保険・介護保険等）
- ② 法定外福利への加入と管理（島根県民間社会福祉従事者互助会・雲南市社協職員会）

5 経理・財務管理に関する業務

関係法令、社会福祉法人会計基準及び諸規程等を遵守した会計処理を徹底し、経営状況を把握した健全経営を目指す。

(1) 予算編成業務

(2) 会計管理業務

- ① 帳票及び台帳等の管理
- ② 計算関係書類（資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表）の作成

(3) 財務管理業務

- ① 出納管理業務
- ② 財務及び固定資産の管理
- ③ 寄付金品の受付

(4) 決算業務

- ① 計算関係書類、附属明細書及び財産目録等の作成並びに監査の受検
- ② 現況報告書、計算書類及び財産目録等の所轄庁への提出

(5) 契約に関する業務

6 総務に関する業務

社協全体を最適化していくマネジメントを進め、総合力を生かした社協らしさを発揮できる法人運営を目指す。

(1) 中期経営計画の進行管理

- ① 中期経営計画推進会議の開催（随時）
- ② 経営戦略・実施項目への取り組みと部門間連携の促進

(2) 広報・啓発事業

- ① 広報紙の発行
 - ア 社協だよりうんなん 12,500部：年4回発行
 - イ 地域の福祉 12,500部：毎月発行（市報うんなんに折込）
- ② ホームページの運営 更新：随時
- ③ 広報編集会議の開催（随時）

(3) 苦情解決体制の整備

- ① 苦情処理第三者委員会の設置及び委員会の開催（1月）
- ② 福祉サービス苦情解決研修会の受講（島根県運営適正化委員会主催）

(4) 災害時対応体制の整備

- ① 事業継続計画（BCP）の策定に向けた部門間協議
- ② 各部門が連携した災害時対応体制マニュアル等の整備に向けた検討
- ③ 災害救援ボランティアセンターの運営に関する関係機関との協議

(5) 指定管理者制度による社会福祉施設の管理運営

- ① 雲南市との協定の締結
 - 基本協定及び年度協定の締結
- ② 協定に基づく社会福祉施設の管理運営
 - ア 大東町地域福祉センター（大東支所・大東介護事業所）
 - イ 木次高齢者コミュニティセンター（木次支所）
 - ウ 三刀屋健康福祉センター（本所・三刀屋介護事業所・地域包括支援センター）
 - エ 掛合健康福祉センター（掛合支所・掛合介護事業所）
 - オ 掛合高齢者生活福祉センター（掛合介護事業所）
 - カ 入間コミュニティセンター（小規模多機能型居宅介護事業所）
 - キ 中野多目的集会センター（介護予防はつらつ事業）

7 式典及び行事に関する業務

雲南市や各関係機関等との共催による式典及び行事を開催し、社会福祉の啓発と推進を図る。

- (1) 雲南市戦没者追悼式（7月上旬）
主催：雲南市・社協
- (2) 雲南市総合社会福祉大会（10月上旬）
主催：雲南市・社協・民児協・老連
- (3) 雲南市民歳末余芸大会（12月上旬）
主催：雲南市・社協・山陰中央新報社・J A・商工会

8 地域における公益的な取り組みの推進に関する業務

社会福祉法（第24条第2項）に規定される地域における公益的な取り組みを推進し、社会福祉法人としての責務を果たす。

(1) 社会福祉士等の養成に係る取り組み（実習生の受入れ）

- ① 関係法令に基づく相談援助実習指導員の配置
- ② 社会福祉士養成校等が求める相談援助実習施設としての協力
- ③ 実習生の受入れと規定カリキュラムに基づく指導

(2) 雲南市社会福祉法人連絡会事業への参画（複数法人間連携事業への参画）

法人連絡会の事務局業務

(3) 現況報告書への記載と情報発信

本会の各部門が取り組む公益的な取り組みを把握し、現況報告書へ記載の上、積極的な情報発信に努める。

9 日本赤十字社島根県支部雲南市地区の運営に関する業務

日本赤十字社島根県支部の雲南市地区事務局として、日赤事業の連絡調整と普及・啓発を担う。

(1) 日赤島根県支部雲南市地区事務局業務

- ① 日赤島根県支部業務推進協議会への参画
- ② 日赤島根県支部評議員会への参画

(2) 日赤事業の啓発活動の推進

- ① 5月の赤十字運動月間を中心とした事業啓発と日赤会費の募集
- ② 日赤島根県支部広報紙「島根の赤十字」等の配布

(3) 学校や地域からの救急法研修会等の申請に対する連絡調整

(4) 災害時の被災等に対する救援物資及び見舞金等の支給

(5) 災害被災地の支援に係る義援金募金への協力

2 地域福祉事業部門

○ 部門ビジョン（目指す姿）

誰もが安心して暮らし続けられる地域をつくるために
地域を基盤としたソーシャルワークを包括的に実践し　暮らしやすさを追求する
地域福祉部を目指します

- ▶ 福祉サービスを必要とする方が、地域のつながりの中でその人らしく暮らせるよう、地域とのつながりに配慮した個別支援を進めます。
- ▶ 誰もが安心して暮らし続けられる地域の実現に向けて、地域住民と専門職がお互いの強みを活かし合える、協働と実践の場づくりを進めます。
- ▶ 住民福祉活動組織と共に支え合う活動の場づくりを進め、住民参加を通じた理解と共感を広げ、地域を元気にするやりがいある共助を育みます。

1) 生活支援・相談センター

○ 運営方針

～まずは相談を受け止め　課題解決を共に目指し
　　その人が主役の自立支援を進めます～

○ 実施事業

1 総合相談体制の充実

□ 支援目標

多様な相談をまずは受け止め、相談者と共に課題に向き合い、改善・解決に向けた支援体制を構築し、その人の自立を支援する。

(1) 生活困窮者への自立支援

① 生活困窮者自立相談支援事業（市受託事業）

- ア 総合相談（訪問による相談援助「アウトリーチ」を含む）
- イ 分析・支援ニーズの把握
- ウ 支援プランの作成
- エ 支援調整会議・サービス提供
- オ 定期的なモニタリング（状況把握）・必要に応じたプラン修正
- カ 終結・フォローアップ（追跡評価）

② 生活困窮者家計改善支援事業（市受託事業）

- ア 家計管理に関する支援
- イ 滞納の解消や各種給付金制度等の利用に向けた支援
- ウ 債務整理に関する支援
- エ 貸付のあっせん

③ くらしの相談（法律相談、無料、予約制）

- ア 弁護士相談（毎月第2木曜日）
- イ 司法書士相談（毎月第4金曜日）

(2) 地域を基盤とした相談支援ネットワークの構築

- ① 地域包括支援センター、民生児童委員協議会、地域自主組織、ボランティア団体等との連携
 - ア ニーズキャッチ、支援の仕組みづくり
- ② 研修会等の企画実施・研修会等への参加
 - ア 地域福祉力・職員資質の向上
- ③ 雲南市社会福祉法人連絡会との事業連携
 - ア 身近でなんでも相談窓口ネットワーク事業の協働

2 生活支援の充実

□ 支援目標

総合相談で受け止めた生活困窮課題の改善・解決に向け、資金融資や就労準備のサポート、狭間のニーズへの新たな対応策によって、その人の自立を支援する。

(1) 資金融資による生活基盤の充実

- ① 生活福祉資金貸付（県社協受託事業）
- ② 民生融金貸付

(2) 狹間のニーズに対する支援メニューの研究開発

- ① 生活困窮者就労準備支援事業（市受託事業）
 - ア 生活自立支援（起床や定時通所の促しなど）
 - イ 社会自立支援（基本的コミュニケーション能力の形成など）
 - ウ 就労自立支援（就労体験、模擬面接、履歴書作成指導など）
- ② 支援メニュー研究開発事業

3 社会的包摂の実現【地域生活支援】

□ 支援目標

社会的排除や社会的孤立などの社会問題に対し、みんなで理解し、みんなで考え、みんなで行動することによって、その人の自立を支援する。

(1) 地域生活支援の実践を通じた学びの支援

- ① 窮迫課題への対応
 - ア 緊急現金貸付
 - イ フードバンク
 - ウ 生活備品貸出
 - エ 入浴料助成
 - オ 入居債務保証支援（県社協）
- ② ひきこもり等支援
 - ア 集う場所「フリースペース」の開催（行政と共に）

4 住民参加による地域生活支援

□ 支援目標

地域の住民や自主組織、行政、関係機関、団体等による協働の場を形成し、参加と協働の相乗効果を発揮した事業の展開によって、その人の自立を支援する。

(1) 相談・支援のネットワークの充実

- ① 身近でなんでも相談窓口ネットワーク事業
 - ア 事業の推進、担当者研修会の実施

(2) 福祉サービスの融合、開発、確保

- ① 子どもへの学習支援にかかる情報把握
 - ア 本市のニーズ状況や全国の支援状況の実態把握

2) 権利擁護センター

○ 運営方針

～意思決定を支え 権利を擁護し

その人らしい安心な暮らしの実現を支援します～

○ 実施事業

1 権利擁護体制の充実

□ 支援目標

高齢や障がいなどで判断能力に不安を感じる方、意思決定が困難な方などの権利を擁護し、地域でのその人らしい安心な暮らしを支えていく。

(1) 日常生活自立支援事業の充実

- ① 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）
 - ア 支援プラン作成
 - イ 生活支援
 - ウ 地域や生活支援関係機関との連絡調整
 - エ 生活支援員研修
 - オ 利用者負担額助成（雲南市、市社協）
 - カ 地域生活支援の推進に向けたケース会議【新規】

(2) 法人後見事業の充実

- ① 法人後見事業（法人による成年後見への取組）
 - ア 運営委員会の開催（年2回）
 - イ 受任審査会の開催
 - ウ 被後見人等に対する成年後見制度に基づく支援
 - ・ 財産管理、身上監護、家庭裁判所や関係機関等との連絡調整
 - エ 市役所所管課との連絡調整
 - オ 制度の利用促進に向けた周知、PRの実施【新規】
 - カ 地域生活支援の推進に向けたケース会議【新規】

2 当事者組織活動の推進

□ 支援目標

当事者主体の地域福祉活動の推進を目的として、当事者組織の特性が發揮されるようにその活動を支援する。

(1) 当事者主体による組織運営の充実に向けた働きかけ

- ① 団体活動実践の支援（事務局を担当）

- ア 雲南市母子会
- イ 雲南市手をつなぐ育成会
- ウ 雲南市身障者協会
- エ 被爆者協会（木次圏域）

(2) 当事者組織の地域福祉推進機能の充実

- ① 団体活動財源の支援
 - ア 雲南市母子会
 - イ 雲南市手をつなぐ育成会
 - ウ 雲南市身障者協会
 - エ 被爆者協会（木次圏域）
 - オ 雲南市遺族会
- ② 当事者等組織にかかる現状及びニーズの把握
 - ア 前号ア～オ以外の当事者等組織の現状把握及び意見交換

3) 福祉のまちづくり促進センター

○ 運営方針

～地域住民一人ひとりが主役で目指す
“安心して暮らし続けたい地域づくり”を支援します～

○ 実施事業

1 福祉教育（共育）の推進

□ 支援目標

学校や地域住民、ボランティア等と共に学び合う共育の場づくりを進め、地域福祉の実践に向けた理解と共感の輪を広げていく。

(1) 学校における福祉教育（共育）の実践

- ① 総合的な学習の時間など福祉学習への実践支援
 - ア 福祉共育ステップアップガイドを活用した、担当教諭との協同実践の推進
(支援計画作成⇒実践⇒振り返り)

イ 中学校学習指導要領改訂に伴う介護学習（家庭科）への支援研究

- ② 社会資源を活かした福祉の学び合う学習の実施

ア 地域の活動実践者や福祉当事者等をゲスト講師に迎えた活きた学習支援

イ 中学生を対象としたサマー・ボランティアスクールの実施

ウ 介護予防はつらつ等と連携した高齢者が担い手となる学習実践

- ③ 福祉教育（共育）実践に携わる関係者の連携強化

ア 学校や関係機関とのネットワークづくりの検討

(2) 地域を基盤とする福祉教育（共育）の実践 ※2-1-③-イ 地域学び合い会議

- ① 地域自主組織を推進主体とした福祉教育（共育）

ア 学びによる支え合いの場づくりと、活動を通じた振り返りによるやりがいづくりに向けた支援

イ 地域の福祉力を育む、「ふくしを思う人づくり推進事業」の実施（重点支援6地区：3年間）

ウ 認知症を学び地域で支える体制づくりに向けた学び合い講座

- ② ボランティアグループ等を推進主体とした福祉教育（共育）
 - ア 活動推進を目的とした研修の実施
 - イ ボランティアグループや事業所による高校生ボランティアの受け入れ
- ③ 支え合う福祉のまちづくり講座の実施【地域生活支援】
 - ア 地域からの要望により出向き、対話形式で実施する。

2 小地域福祉活動の推進

□ 支援目標

住民自治を担う地域自主組織と共に、地縁の力を発揮した“その地域ならではの暮らしの支え合い（共助）”を深めていく。

- (1) “その地域ならではの暮らしの支え合い”への伴走型支援（活動実践の支援）
 - (生活支援体制整備事業：市委託)
- ① 第1層（市域）生活支援コーディネーター（CN）の専任配置【新規】
 - ア 市との両輪による地域生活課題の解決・改善に向けた地域支援体制の構築
 - イ 第2層（30地区域）生活支援CN（地域福祉推進員）の育成・支援
 - ウ 第1層と第2層の生活支援CNが調整役となり、地域ぐるみを推進
- ② 住民と専門職との協働を促進するため、話し合いの場（協議体）の再構築・整備【新規】
 - ア 他分野・多職種による「ふくしの地域づくり」への意識統一化（課題の共有）
 - イ 地域との協働実践の促進 ※4 住民参加による地域生活支援
- ③ 「福祉力」をつけていくために“学び合い（知る⇒気づく⇒学ぶ）から再構築し、福祉活動実践を通じたPDCAサイクルの循環
 - ア 福祉の基礎編学び合い会議（初任者研修）
 - 福祉部の初任者等を対象に実践の柱となる基礎的知識を学び合う
 - イ 地域学び合い会議（地域自主組織個別研修）※1-(2)地域を基盤とする福祉共育の実践
 - 地区ごとに出向いて事業運営等の情報交換と活動検討を行う
 - ウ 町別学び合い会議（町域別研修）
 - 町単位で当該町内地区同士での事業運営等の情報交換と活動検討を行う
 - エ 課題解決学び合い会議（市域全体研修）
 - 活動上の課題をテーマに、解決・改善に向けた方策を学び合う
 - オ 事業別活動学び合い会議（ふくしを思う人づくり推進6地区研修）
 - 推進事業の実践地区が集い、成果・課題・ノウハウを学び合う
 - カ 「共助」活動学び合い会議（【地域生活支援】実践研修を含む）
 - 地域のやりがいを育む活動のあり方について、地域と共に学び合う

(2) 活動財源の支援

- ① 赤い羽根地区福祉委員会活動助成（財源：共同募金・福祉事業寄付金）
- ② ふれあい・いきいきサロン活動支援助成

3 ボランティア活動の推進

□ 支援目標

ボランティアセンターを核に、共感（志縁）の力を発揮した“ボランティアならではの暮らしの支え合い（共助）”を深めていく。

(1) 新たなボランティア活動者の戦略的開拓

① ボランティアセンターの運営・事業企画等の協同実践

ア 運営委員会の開催（年2回）

イ 事業企画・運営等の連絡調整

② ボランティア活動者の開拓

ア 市内の高校3校との連携による高校生ボランティアチャレンジの促進

イ ボランティア活動者等との連携によるボランティア研修会の実施

(2) ボランティアセンターによるボランティア活動支援

① ボランティア活動の充実に向けた支援

ア 活動の相談と個別の支援

イ 活動推進を目的とした研修及び情報交換会の協同実践

・音訳ボランティア研修会

・絵手紙ボランティア等の研修会

・介護予防はつらつボランティア情報交換会

・活動実践団体等との共催による情報交換研修会

② 新たな地域課題に対応する活動プログラムの創出

ア 総合型ボランティアセンター機能の研究

4 住民参加による地域生活支援

□ 支援目標

地域自主組織、ボランティア活動実践者、行政、関係機関等による協働の場を形成し、参加と協働の相乗効果を発揮した事業を展開する。

(1) 福祉サービスの融合、開発、確保（生活支援体制整備事業：市委託）

① 見守りに資する配食サービス事業

ア 高齢者の自宅に定期的に弁当を配達することで食の自立を促し、併せて見守りを行うことで安心・安全な地域生活を支援する。

イ 地域自主組織・民生児童委員・住民ボランティア・当事者支援機関等が行う、高齢者の見守りと生活支援ネットワークとの連携を進める。

② 郵便等による見守り事業

郵便局、事業所、企業、地域自主組織、市民ボランティアなどの協力で実施

・大東町：まめなかね通信 ・加茂町：友愛はがき

・木次町：愛のおたより推進運動 ・三刀屋町：愛の絵手紙運動

・掛合町：ふれあい安心郵便

③ 音訳広報活動

ア 市内6福祉圏域の各音訳ボランティアグループの協力で市報うんなんを音訳CD録音し、希望の方へ配布

イ 音訳ボランティア録音機材の調整等

④ 地域子育て支援

地域自主組織、NPO、子育て支援センター、民生児童委員、ボランティアなどの協力で子育てサロンを実施

⑤ フードドライブ

ア 「もったいない精神」で食品ロスを抑えることを目指して、関係機関・団体等に呼び掛けて必要量の食料を集め保管

イ 生活支援・相談センターが窮迫課題へ対応するためのフードバンクとの連携

⑥ 子どもへの学習支援

ア 地域自主組織、生活支援・相談センター等との協働実践の検討

5 民生児童委員協議会の活動支援

□ 支援目標

地域福祉活動を推進するパートナーである雲南市民生児童委員協議会との協同実践を目的として、その活動を支援する。

(1) 雲南市民生児童委員協議会活動支援

事務局業務（本所担当）

(2) 6法定単位民生児童委員協議会活動支援

事務局業務（各支所担当）

6 雲南市共同募金委員会の運営

□ 実施目標

寄付者と活動者の思いをつなぐ“相互の共感”を大切にした、赤い羽根共同募金運動を展開する。

(1) 雲南市共同募金委員会の運営

- ① 赤い羽根共同募金運動の推進（10月1日～12月31日）
- ② うんなん手のひら募金の実施（1月1日～3月31日）
- ③ 募金百貨店プロジェクトの推進（随時）
- ④ 募金付き自動販売機の設置推進（随時）

7 第4期雲南市地域福祉活動計画の進行管理

□ 実施目標

地域福祉の充実を目指して、雲南市総合保健福祉計画と連動する、民間福祉活動の行動計画である第4期雲南市地域福祉活動計画を推進する。

(1) 第4期雲南市地域福祉活動計画（2年目）の進行管理

- ① 地域住民、地域自主組織、福祉関係機関・団体・行政等との連携による計画の具現化
- ② 1年目（令和2年度）の検証

3 在宅福祉事業部門

○ 部門ビジョン（目指す姿）

その人らしいふだんの暮らしを支えるために

一人ひとりの暮らしに寄り添う高品質な在宅ケアを実践し追求する

在宅福祉部を目指します

- ▶ 市場原理が働きにくい中山間地域における介護サービスのセーフティーネットとしての役割を担います。
- ▶ 社協らしい在宅福祉の具現化に向けて、他部門・他機関とも連携した地域生活支援に取り組みます。
- ▶ 「住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられること＝ふだんの暮らし」を支えるために、一人ひとりを見つめた、高品質な在宅ケアを実践します。

<重点実施項目>

1 独立採算性を基本とした経営基盤の強化

常に経営状況の把握と分析を行い、拠点区分での独立採算性を基本として、事業所単位で目標値を定め、検証を行い、経営基盤の安定・強化を図る。

【稼働目標】

① 通所介護事業

(30名定員：1日平均24名、25名定員：1日平均21名、12名定員：1日平均8名)

② 訪問介護事業 1日平均（おおぎ 25名、みとや 23名、かけや 10名）

③ 訪問入浴介護事業 1日平均3名以上

④ 居宅介護支援事業所 ケアマネ一人当たり35件

⑤ 小規模多機能型居宅介護 95%（登録定員 28～29名）

2 高品質な介護サービスの実践と法令遵守

(1) チームケアの充実

部門ビジョンの実践のため、介護サービスの質の向上、チームケアの充実を図り、業務をより安全に効率的に行えるよう業務改善に取り組む。

(2) 地域包括ケアシステムの推進

① 住み慣れた地域において利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう取り組む。

② 医療と介護の連携を図り、在宅福祉サービスが充実するよう地域とのつながりを大切にしながら、介護予防活動に積極的に取り組む。

③ 認知症への対応力の向上に向けた取組の推進として、計画的に「認知症介護基礎研修」を受講し、認知症予防活動に取組む。

(3) 法令遵守の徹底

介護報酬改定により、加算の取得要件等が見直された。各事業所で見直しを行い法令遵守の徹底に努める。

3 人材の確保・育成・定着に向けた取り組み

(1) 担い手の確保とOJTの仕組みづくり

質の高いサービスを提供するために、担い手である職員の確保とキャリアパスを踏まえた育成を図り、OJTの仕組みづくりを強化する。

(2) 事業所間連携による魅力ある職場づくり

介護事業所間の連携を深め、共同での研修会や交流会、報告会を行い、意欲と誇りをもって働き続けることが出来る魅力ある職場を目指す。

(3) 処遇改善

算定要件を遵守して適切に実施する。

4 地域貢献事業の推進

(1) 職員の専門性を活かした地域貢献

各事業所より、出前講座、地域サロン等へ職員を派遣し専門性を活かした地域貢献事業を実施することにより、信頼と期待される福祉サービスの拠点づくりを目指す。

(2) 地域のボランティア等との連携

地域のボランティアの受入れ、地域福祉活動への参加等地域との連携に努めます。

5 感染症や災害への対応強化

(1) 感染症対策の徹底

新型コロナウイルス感染症の対応マニュアルを常に見直し、職員一丸となり感染拡大防止に努める。

(2) 事業継続計画（BCP）の策定

業務継続に向けた取り組みとして、厚生労働省「業務継続ガイドライン」を基に、各事業の事業継続計画（BCP）の策定を進める。

(3) 地域と連携した災害への対応の強化

＜実施事業内容＞

1 在宅福祉課

(1) 介護の入門的研修の実施

介護人材の確保・育成を目的として研修会を実施する。介護に関心のあるすべての方（高校生を含む）を対象に 21 時間（3 日間）の講義・実技を実施する。また、就労希望者には就労支援機関（ハローワーク等）による就労相談や職場見学・体験等支援を行う。

(2) 介護予防はつらつ事業（介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス A）

○ 営業日・営業時間

営業日	月曜日から金曜日（祝日を除く）
営業時間	8 時 30 分から 17 時 30 分
サービス提供時間	9 時 30 分から 15 時 00 分
実施地区	雲南市全域 (大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田町・掛合町)
実施会場	市内 23 地区の交流センター等
実施対象者	事業対象者 要支援 1・2

実施回数	一人あたり 月3回から4回
利用料金	<ul style="list-style-type: none"> ・基本料金:月定額料金(1割負担:1,374円 2割負担:2,748円、3割負担:4,122円) ・昼食・茶菓代 1回600円

○ 実施内容

- ① 地域包括ケアシステム推進の一翼を担うため通所型サービス事業対象者に対し、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防、閉じこもり予防等の各プログラムを、関係機関と連携を図りながら実施する。
- ② 各交流センターやボランティアなど、地域と一緒にとした活動により高齢者の生きがいと社会参加を促進することで、社会的孤立感の解消や自立生活の助長及び要介護状態になることを予防できるように事業を行う。

2 大東介護事業所

(1) 訪問介護事業所おおぎ

○ 実施事業

① 訪問介護事業・第1号訪問事業
② 障害者総合支援法に基づく指定事業 居宅介護・重度訪問介護・同行援護
③ 移動支援事業（雲南市受託事業）の実施

○ 営業日・営業時間

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	8時30分から17時30分
サービス提供日	年中無休
サービス提供時間	7時00分から19時00分

○ 運営方針

- ① 1日平均25名以上の利用を目指す。
- ② 利用者様とご家族様の思いに寄り添い、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるようサービス提供に努める。
- ③ 職員間や他事業所との連携を図り、状態変化等に速やかな対応ができるよう努める。また、地域から必要とされる事業所を目指す。
- ④ 職員一人ひとりが専門的な知識や技術の習得に努める。

(2) 通所介護事業所おおぎ

○ 実施事業

通所介護事業・第1号通所事業
特例介護給付費基準該当外サービス（身障デイサービス）

○ 事業内容

定員	30名
営業日	月曜日から土曜日
営業時間	8時30分から17時30分
サービス提供時間	9時20分から16時30分

○ 運営方針

- ① 1日平均24名以上の利用を目指す。
- ② 利用者様の人権を尊重し、真心が伝わる、心のこもったサービス提供に努める。
- ③ 理学療法士を中心に個別・集団の機能訓練に力を入れ、利用者様一人ひとりの残存機能の維持・向上を図る。
- ④ ご家族様や他事業所との連携により、利用者様の心身の状態変化に速やかに対応し、在宅生活が長く続けられるよう支援する。
- ⑤ 専門的知識や技術の習得に努め職員の質の向上を目指す。
- ⑥ 感染症予防を行いながら安全にサービス提供を行う。

(3) 訪問入浴介護事業所おおぎ

○ 実施事業

訪問入浴介護事業・訪問入浴介護予防事業
地域生活支援事業雲南市訪問入浴サービス事業（雲南市受託事業）

○ 事業内容

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	8時30分から17時30分

○ 運営方針

- ① 1日平均3名以上の利用を目指す。
- ② 利用者様やご家族、主治医、ケアマネージャー、他事業所との連携を図り、常に利用者様の立場に立った訪問入浴の提供に努める。
- ③ 職員全員が介護技術と医療知識の習得に努め、専門性を高め、利用者様の体調に合わせたサービス提供に努める。
- ④ 感染症予防を行いながら、安心・安全な入浴サービスを提供する。

(4) 居宅介護支援事業所おおぎ

○ 実施事業

居宅介護支援事業
介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援業務 〔雲南市地域包括支援センター委託事業〕
要介護認定訪問調査〔雲南広域連合委託事業〕

○ 事業内容

営業日	月曜日から金曜日（祝日を除く）
実施地域	大東町
職員数	介護支援専門員4名（内主任介護支援専門員2名）

○ 運営方針

- ① 利用者様やご家族様の思いに寄り添い、相談しやすい関係を作り、より良いサービスの提案と調整に努める。
- ② 医療機関や他のサービス事業所、地域包括支援センター等との連携を図り、スムーズに支援が行えるよう努める。
- ③ 専門性を高めより良いサービスが提供できるよう、積極的に研修に参加し、自己研鑽に努める。
- ④ 4名体制となり、より多くの方の支援ができるように努める。

3 三刀屋介護事業所

(1) 訪問介護事業所みとや

○ 実施事業

- | |
|---|
| ① 訪問介護事業・第1号訪問事業 |
| ② 障害者総合支援法に基づく指定事業
<u>居宅介護・重度訪問介護・同行援護</u> |
| ③ 移動支援事業（雲南市受託事業）の実施 |

○ 営業日・営業時間

営業日	月曜日から金曜日（祝日を除く）
営業時間	8時30分から17時30分
サービス提供日	年中無休
サービス提供時間	7時00分から19時00分

○ 運営方針

- ① 1日平均23名以上の利用を目指す。
- ② 感染対策をしながら、利用者様やご家族様に寄り添い、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるようサービスを提供していく。
- ③ 利用者様の状態把握に努め、職員間での情報共有を密にし、統一したケアに努めていく。
- ④ 多職種との連携をとりながら、専門的な知識や技術の習得に努める。

(2) 相談支援事業所みとや

○ 実施事業

- | |
|----------------------------------|
| 障がい者総合支援法に基づく「特定相談支援・障がい児相談支援」事業 |
|----------------------------------|

○ 営業日・営業時間

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	8時30分から17時30分

○ 運営方針

- ① 重層的支援体制の充実のため事務所を生活支援・相談センターに移転します。
- ② 利用者様、ご家族様の思いに寄り添い、相談しやすい関係を大切にした計画作成に努める。
- ③ 利用者様が安心して地域で生活できるよう、関係機関と連携を密にし支援していく。
- ④ 研修会、事例検討会に参加し、専門的な知識や技術の習得に努める。

(3) デイサービスセンターみとや

○ 実施事業

- | |
|----------------------------|
| 通所介護事業・第1号通所事業 |
| 特例介護給付費基準該当外サービス（身障デイサービス） |

○ 事業内容

定員	30名
営業日	月曜日から土曜日
サービス提供時間	9時20分から16時30分

○ 運営方針

- ① 1日平均24名以上の利用を目指す。
- ② 感染症に留意し利用者様、ご家族様が安全に利用できるサービスを提供する。
- ③ 自立支援に向けたサービスを多職種共同で提供し、利用者の普段の暮らしを支える一任を担う。
- ④ オンラインの活用などで研修会や勉強会に参加し、サービスの質の向上を図るように自己研鑽に努める。

(4) デイサービスセンター陽だまりの家

○ 実施事業

地域密着型認知症介護事業

地域密着型認知症介護予防事業

○ 事業内容

定員	12名
営業日	月曜日から土曜日
営業時間	8時30分から17時30分
サービス提供時間	9時20分から16時30分
運営推進会議の実施	年2回

○ 運営方針

- ① 1日平均8名以上の利用を目指す。
- ② 職員の資質向上に努め、積極的に研修会に参加する。
- ③ 認知症の専門性を理解し、個別援助に対応する。
- ④ ご家族の思いを理解するとともに、介護者の方にリフレッシュして頂けるよう「介護者のつどい」を開催する。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染防止対策を徹底し、感染症を予防する。
- ⑥ 運営推進会議を踏まえ、地域に開かれた事業所として地域交流を図る。

(5) デイサービスセンターなかの 事業休止

(6) 居宅介護支援事業所みとや

○ 実施事業

居宅介護支援事業

介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援業務

[雲南市地域包括支援センター委託事業]

要介護認定訪問調査 [雲南広域連合委託事業]

○ 事業内容

営業日	月曜日から金曜日（祝日を除く）
実施地域	三刀屋町

○ 事業方針

- ① 利用者様及びご家族様の意向を尊重し、生活の質の維持向上が図られるよう支援する。
- ② 職員間の連携を深め、情報共有することで、随時対応できる体制を維持する。また、感染症対策に重点をおき、各事業所や医療機関とも連携を図る。
- ③ サービスの質の向上を図るために専門的な知識や技術の習得を積極的に行う。

4 掛合介護事業所

(1) 訪問介護事業所かけや

○ 実施事業

①訪問介護事業・第1号訪問事業
②障害者総合支援法に基づく指定事業 <u>居宅介護・重度訪問介護・同行援護</u>
③移動支援事業（雲南省受託事業）の実施

○ 営業日・営業時間

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	8時30分から17時30分
サービス提供日	年中無休
サービス提供時間	7時00分から19時00分

○ 運営方針

- ① 1日平均10名以上の利用を目指す。
- ② ケアプランに基づく支援について情報共有を行い、自立支援に向けた介護サービスを提供する。
- ③ 利用者・ご家族の思いに寄り添い、関係機関と連携を図り在宅で安心して生活できるように支援する。
- ④ 定期的に内部・外部研修を行い資質の向上に努める。
- ⑤ 感染予防対策をとり継続したサービス提供ができるようにする。

(2) 好老センター通所介護事業所

○ 実施事業

通所介護事業・第1号通所事業
特例介護給付費基準該当外サービス（身障デイサービス）

○ 事業内容

定員	25名
営業日	月曜日から土曜日
サービス提供時間	9時30分から16時40分

○ 運営方針

- ① 1日平均21名以上の利用を目指す。
- ② 職員間のコミュニケーション力を上げてチームケアの充実を図り安全に利用できるサービス提供を行う。
- ③ 住み慣れた地域で生活が続けられる為に、日常生活動作の維持・向上に、理学療法士と連携しサービスを提供する。
- ④ 外部研修（リモート研修）への参加や内部研修を定期に行い、知識・技術を習得しサービスの質を向上する。
- ⑤ 感染予防対策をとり継続的なサービス提供ができる努力をする。
- ⑥ 教育活動（介護体験・実習生受入れ）や地域関係機関と協力し対応する。
- ⑦ 利用者・家族の意向を確認し、個別の支援に努める。

(3) 居宅介護支援事業所かけや

○ 実施事業

居宅介護支援事業
介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援業務 〔雲南市地域包括支援センター委託事業〕
要介護認定訪問調査〔雲南広域連合委託事業〕

○ 事業内容

営業日	月曜日から金曜日（祝日を除く）
実施地域	掛合町・吉田町
職員数	介護支援専門員 2名（内主任介護支援専門員 1名）

○ 運営方針

- ① 住み慣れた地域での生活が継続できるよう、思いに寄り添い支援に努める。
- ② 他事業所や地域との協力、連携を図り地域で支える視点で支援する。
- ③ 専門的な知識や技術の習得のため研修に積極的に参加し、サービスの質の向上を図る。
- ④ 感染予防対策を行い継続したサービス提供に努める。

(4) 高齢者生活福祉センター（居住） ※定員 10 名

○ 実施事業

生活支援ハウス	定員 10 名（個室 6 部屋、二人部屋 2 部屋）
生活管理指導員派遣事業（生活支援短期入所事業）	

○ 運営方針

- ① 日常生活や介護に不安を持つ高齢者や、高齢者を抱える介護者の一時的な問題解決のため、一定期間居住を提供することで高齢者が安心して健康で明るい生活をおくれるように支援し、社会的孤立感を解消に努める。

5 小規模多機能型居宅介護事業所ふれあいセンター

○ 実施事業

地域密着型小規模多機能型居宅介護事業
地域密着型小規模多機能型居宅介護予防事業

○ 事業内容

登録定員	29 名
営業日	年中無休
通所事業	定員 18 名（9 時 00 分から 16 時 00 分）
訪問介護事業	随時（24 時間、緊急連絡対応可能）
宿泊事業	定員 6 名（16 時 00 分から 9 時 00 分）
運営推進会議の開催	2 ヶ月に 1 回

○ 運営方針

- ① 地域密着型サービスとして、地域のあたたかみ・支えあいを大切にしたサービス提供に努める。
 - ア 地域の方々との関係を維持・継続できるように、地域事業に参加し交流を図る。
 - イ 地域の伝統行事、イベントに出掛ける等、昔ながらの行事に触れ、地域住民として心に潤いがもてる支援に努める。

- ウ 地域の福祉従事関係者の方々との情報交換が定期的に開催でき、関係の構築や継続に努める。
 - エ 感染症予防対策に取り組み、配慮しながらのサービス提供・関係性の継続に努める。
- ② 生活環境を基盤に、心身の状況や個々の思いや希望を大切にしたケアの実践に努める。
- ア 通い、訪問、宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、また可能な限り、希望に沿えた変更・調整ができる、住み慣れた地域で安心した生活が送ってもらえるように努める。
 - イ やわらかい声掛けとともに、楽しんで過ごしていただけるよう、家庭的な雰囲気を大切にしたサービス提供を行なう。

4 施設福祉事業部門

○ 部門ビジョン（目指す姿）

一人ひとりの心安らぐ住まいであるために
その人らしい生き方・生活を尊重した施設ケアを実践し追求する
施設福祉部を目指します

- ▶ 社協らしい施設福祉の具現化に向けて、他部門・他機関とも連携した「施設の社会化・地域化」に取り組みます。
- ▶ 施設での暮らしが「自分らしい輝き」の基盤となるよう、その人らしい生き方が実現できる、地域とのつながりを重視した「心安らぐ住まい」としての、高品質な施設ケアを実践します。

<重点実施項目>

1 安定した経営基盤の確立

(1) 目標稼働率の達成

- ① 介護老人福祉施設 えがおの里 95%以上
- ② 介護老人福祉施設 えがおの里ユニット 95%以上
- ③ えがおの里短期入所生活介護事業所 90%以上

施設、短期とともに上記の稼働目標達成に向け、質の高い介護サービスを提供し安定した収入の確保に努める。

(2) 異常の早期発見・治療により空床日を減らす

細やかな健康観察、嘱託医、関係医療機関との連携、まめネットを有効に活用して重症化を予防し苦痛の緩和と治療を図ることにより安定した経営を目指す。

(3) 誤嚥性肺炎の予防

- ① 健康（口）体操を1日1回以上実施して嚥下機能の維持を図る。
- ② 口から食べるバランスチャート（KTBC）13項目を総合的に評価して嚥下機能の維持、改善を図る。

※13項目 食べる意欲・全身状態・呼吸状態・口腔状態・認知機能（食事中の集中力）・咀嚼（送り込み）・嚥下・姿勢（耐久性）・食事動作・活動（自立度）・摂食状況レベル（人工栄養）・食物形態（普通食・咀嚼食・ペースト）・栄養（BMI・体重減少率）

- ③ 口腔ケアを毎食後実施する。
- ④ 短期入所生活介護事業所利用者に対する嚥下指導の実施
KTBCの周知と指導、評価。

(4) 尿路感染症の予防

膀胱内への細菌の侵入、増殖を抑え尿路感染症予防するため、以下について取り組む。

- ① こまめな水分摂取：水分を摂取して新しい尿を作り膀胱内に細菌を停滞させない。
 - ・毎食時（前後）・10時・15時・就寝前・その他嗜好品を勧める
- ② 排尿：排尿パターンを確認して排泄を促す。
 - ・定期的なトイレ誘導 座位保持が可能な利用者はトイレ誘導し排泄を促す。

- (3) 清潔：適切な衛生用品の使用、洗浄を行い清潔を保つ。
 - ・排泄パターンに応じたパット交換
 - ・洗浄 ※排便後の洗浄を早く行う
 - ・パットの検討、評価
- (4) 不必要な尿道カテーテルを抜く
- (5) 加算の算定要件を守り収入の確保に努める。
- (6) すべての職員が収益の確保、経費節減への意識を持ち、日々、実行する。
- (7) 新型コロナウイルス感染症対策の徹底。
 - ・円滑なワクチン接種への対応

2 安全対策（環境整備）

(1) 避難・消火訓練の実施

消防署、消防団、広域交番、家族会、自治会、事業所等と連携して年間2回の訓練を実施する。

(2) 不審者対応訓練の実施

掛合広域交番、自治会等と協力して訓練を実施する。

(3) 危険個所の発見・修理

職場内巡視を行い危険個所を点検し安全対策を図る。

(4) 生活事故の予防

利用者の状態に合わせた環境整備を行い生活事故の予防に努める。

事故発生時には迅速に対応し、再発防止に努める。また、必要時には「身体拘束廃止」「事故防止」の委員会を開催しリスクマネジメントの充実を図る。

3 質の高いサービスの提供

(1) 施設サービス計画書（個別機能訓練計画、栄養計画）の充実

利用者のふつうの暮らしを叶える計画書とするため、多職種によるアセスメント、モニタリングの実施と利用者、家族の希望を取り入れた計画書を作成してサービスの提供を行う。

(2) 不適切ケア防止への取組み

- ① 利用者参加型のえがお会議を定期的に開催して利用者より直接、不適切ケアの有無について確認する。
- ② 身体拘束廃止委員会等により不適切ケア防止に向けた研修会を年間2回開催する。

(3) 専門知識の習得と実践

施設内研修会の開催、外部研修参加（ユニットリーダー・リフトリーダー・ユマニチュード・看取りケア）、事例検討会、施設間交流を通じて施設職員の専門性を高め、根拠に基づく科学的な介護を追及する。

① 看取りケアへの取り組み

- ・「暮らしの場で人生の最期まで自分らしく暮らすことができる施設」を目指し、施設での看取りについて利用者本人、家族の理解と協力を得ながら人生の最期の一瞬まで自分らしく生きられること、穏やかな表情で最期を迎えることができるよう介護施設としての役割を果たす。

- ・ 看取り期にある利用者にとり、バイタル測定や検査結果も必要であるが、限りある時間を穏やかな表情で過ごしてもらうために何が必要なのか、介護施設としてどう支援するべきかを考え行動する。
 - ・ 本人、家族の不安をわずかでも取り除くため、しおりを参考にして職員誰もが同じように説明を行い接することができるようとする。
 - ・ 利用者、家族、職員が安心して看取りに向かえるようしおりとケアガイドを定期的に見直し更新する。
 - ・ 地域における看取り介護の支援体制を強化するため掛合町多職種連携ネットワークとの連携を図る。
- ② ユマニチュード研修修了者を中心に技法の目的である、認知症の人が「その人らしさを取り戻してもらう」ことを目指し、職員全員が「あなたのことを大切に思っています」という思いを伝えることができる環境を整える。
- ③ 福祉機器等を正しく取り扱い、利用者の2次障害の防止と職員の腰痛対策を目指す。
- ④ 施設内研修を実施する。
- | | |
|--------------------|--------|
| ・ 介護保険制度について | 1回以上/年 |
| ・ コンプライアンスについて | 1回以上/年 |
| ・ 虐待・身体拘束禁止について | 2回以上/年 |
| ・ 事故防止について | 2回以上/年 |
| ・ 感染症予防について | 2回以上/年 |
| ・ 減災研修 | 1回以上/年 |
| ・ 医療的ケアについて | 1回以上/年 |
| ・ 褥瘡予防について | 2回以上/年 |
| ・ 看取りケアについて | 1回以上/年 |
| ・ 認知症「ユマニチュード」について | 1回以上/年 |

(4) 家族会との連携

利用者にとり生きがいのある楽しい生活の場となるよう、施設と家族が互いに連携して、利用者に対する諸問題を検討し、個々にあった処遇の向上を図る。

4 地域との交流・連携・貢献

- (1) 「施設の社会化・地域化」を目指し、小・中・高校生、専門学校生、ボランティア等を幅広く受け入れ、地域との交流を促進する。
- (2) 地域福祉の拠点としての役割を果たすため、地域、関係機関との連携に努め、施設が有する能力や機能を積極的に提供していく。

5 情報提供・相談・苦情への対応

- (1) 利用者、家族との信頼関係を構築し、相談、要望、苦情に対しては迅速かつ丁寧な対応を行う。
- (2) 苦情相談窓口の設置、第3者委員を配置して、必要時には苦情検討会を開催し助言を仰ぐ。
- (3) 広報等を発行して、施設の情報を提供する。

6 人材確保・育成・定着

- (1) 市内小中学生の職場体験など福祉教育活動等への協力と雲南市内の高等学校との交流を図り、学生と教職員に対し福祉の仕事への理解を得られる事業を計画し実施する。
その他、専門学校生、大学生の実習を積極的に受入れる。
- (2) 新規採用職員等に対し OJT を実施して、仕事に必要な知識、技術、態度等を意図的、計画的、継続的に指導して修得させる。
- (3) エルダー制度により、相談役を置くことで職員が安心して働くことができる環境づくりに努める。
- (4) 利用者の状態の変化に応じて業務改善を図り業務負担の平準化を目指す。
- (5) 福祉用具等を導入して腰痛対策に取り組み人材の定着を図る。
- (6) 処遇改善
算定要件を遵守して適切に実施する。

7 年間行事予定

月	行 事	内 容
4月	お花見	木次・三刀屋方面ドライブ お花見弁当
5月	花祭り 花・野菜づくり	主催：掛合町仏教会 玄関前花壇を利用した野菜づくり
6月	家族会	事業計画・報告等 交流会
7月	七夕会	行事食
8月	納涼祭 花火大会	屋台（かき氷・焼きそば等）盆踊り 打ち上げ花火
9月	敬老会	アトラクション 行事食 記念品贈呈
10月	運動会 ふるさと祭り 秋祭り	玉入れ 鯛釣り パン食い競争等 むかで駄伝応援等 奉納相撲見学等
11月	収穫祭 紅葉ドライブ かけイルミ灯籠作り	行事食 吉田町 八重滝 佐田町方面 掛合自治振興課事業参加
12月	クリスマス会 忘年会	行事食 ぶりの解体ショー
1月	新年会 書初め	行事食 抹茶
2月	節分祭	豆まき 行事食
3月	ひな祭り	行事食

その他の行事

・誕生会 等

5 保育所受託運営事業部門

○ 部門ビジョン（目指す姿）

**地域とともに健やかに育つ子どもを支えていくために
一人ひとりの最善の利益を尊重し 地域を活かした保育の実践を追求する
子育て支援部を目指します**

- ▶ 社協らしい子育て支援の具現化に向けて、行政や地域等との協働のもと、地域ニーズを反映した「受託事業の機能充実」に取り組みます。
- ▶ 家族、地域、世界の宝である子どもたちが、健やかに育つために、地域の皆様と共に歩む、高品質な保育サービスを実践します。

<総括的事項>

本会は、平成 22 年度から保育所運営を受託し三刀屋保育所が 12 年目、掛合保育所が 8 年目を迎えます。社協が運営する保育所としての統一性とそれぞれの保育所の独自性を更に発揮し、保育の質を高めるとともに、経営の安定に努めていきます。

令和 3 年度入所児童数は、三刀屋保育所が年度当初 116 名、年度末には 127 名を見込んでいます。また、掛合保育所は年度当初 67 名、年度末には 73 名を見込んでいます。

1) 雲南省立三刀屋保育所保育業務

保育の理念、保育目標、経営方針

1 保育理念

地域とともに健やかに

～家族の子・地域の子・世界の子をめざして～

2 保育目標

たくましく心豊かな子どもを育む

3 児童数

在籍児童(予定)

年齢 人 数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
令和3年4月1日現在	4	17	19	24	33	19	116
令和4年3月1日予定	15	18	18	25	33	18	127

4 職員の職種、職員数（4月1日予定）

○ 三刀屋保育所

職員 31 名

- ・所長 1 名
- ・主任保育士 1 名
- ・保育士 20 名（内育児休業 1 名）（内特別支援専任 2 名）
- ・看護師 2 名（内育児休業 1 名）

- ・栄養士 2 名
- ・調理師 2 名
- ・事務員 2 名
- 嘱託医 1 名、嘱託歯科医 1 名
- みとや病後児保育室「たんぽぽ」
職員 2 名
 - ・保育士 1 名
 - ・看護師 1 名

5 健康及び安全

看護師及び栄養士の専門性を生かした児童の健康増進や安全に対する取り組みを進める。

(1) 健康支援

- ・保護者からの児童の健康観察カードの記載、提出を受けて毎日の健康管理の徹底を行う。
- ・子どもへの保健指導の実施。（うがい・手洗い・はみがき）
その他時季や子どもの様子に応じた健康指導を行う。
- ・看護師により出欠状況、感染症発生状況等の一早い情報提供（玄関の掲示板・保健だより）及び健康相談を行う。
- ・保育所内の衛生管理の徹底
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、入室する際手指消毒を行う。
児童の手洗いの徹底とうがい（BK 水）の実施による感染症予防を行う。
施設内の次亜塩素酸ナトリュウムによる週 1 回の清掃及び日常的な清掃を行う。
- ・体力づくり活動として、所外指導員の支援による三刀屋健康福祉センタープールを利用した 5 歳児水泳教室、加茂 BG 海洋センターを利用した水泳教室を計画している。
- ・日常の生活の中に運動プログラムを意識した実践を取り入れ、体力増進を図る。
- ・わくわくうんなんピックに参加する。

(2) 安全管理

- ・危機管理体制の確立とマニュアルの会得。
- ・災害時を想定した月 1 回の避難訓練を実施する。訓練の方法についてマンネリ化を避け、熟慮していく。
不審者対応訓練・・雲南警察署対応
避難訓練（年 1 回）・・雲南消防対応
- ・SIDS、AED についての研修訓練を行う。
- ・緊急時を想定し、一斉メール配信、メール確認訓練。
- ・毎月初めの所内安全点検の実施とヒヤリハットの実施による安全対策の推進と職員の意識向上を図る。
- ・非常災害対策としての備蓄品の数量や保存年限を確認する。

(3) 食育の推進

- ・地産地消を主とした安心安全な食材を提供する。

- ・栄養士、看護師及び保育士の連携によるアレルギー食への対応を行う。
- ・野菜栽培活動や、地域の名人さんと調理実習をするなどして、食への関心を高める。
- ・栄養士等による月1回の食育のつどいを実施する。
- ・保護者に対する食育指導や、食育相談、レシピの配布、アンケート実施などを通じて家庭と保育所の連携に努める。

6 子育て支援

- ・地域の子育て支援として、保育所一般開放日における個人面談、育児相談を行う。
一般開放に合わせて、双子会を実施する。
- ・子育て講演会を開催する。
- ・保育所だより、クラスだより、給食・保健だよりなど各専門を活かした情報の発信に努める。

7 保護者との連携

- ・保護者の代表である、保護者運営委員の方々と共に行事について協議、実践、反省など一連の流れを踏んで信頼関係の構築に努める。 (親子遠足、運動会、夏祭りなど)
- ・ボランティアとしての参加 (絵本の読み語り、絵本の修理、畠の名人さん半日保育士、おもちゃづくりなど) を募る。
- ・クラス懇談会の実施
- ・のびのび (3~5歳児) の個人面談の実施
未満児においては、面談の要望があれば隨時受ける。

8 職員同士の連携と質の向上

- 『職員同士・クラス間の連携と支え合う保育所』を意識した保育運営を目指す。
- ・職員同士の連携のため、職員会議の在り方を再構築する。
月1回 企画会 (代表者会) チーフ会 (主担会) のびのび部会 (3歳~5歳児)
すくすく部会 (0歳児~2歳児) 紙食保健部会 全体職員会 (年3回)
 - ・職員の資質向上のため、研修計画に基づく研修の実施及び研修の機会を確保する。
 - ・キャリアアップ研修の受講
 - ・セルフキャリアドッグの受講
 - ・保育士全員が年1回は、保育を見合いクラス研修会に参加する。
 - ・指導講師を招いた所内研修・保育公開を実施する。
 - ・県、市、社協等主催の所外研修会へ参加する。
 - ・特別支援教育、気になる子の対応等についての研修会へ参加する。
特別支援教育の体制を確立する。今年度も支援コーディネーター職員を配置。
所内支援会議を定期的に行う。
 - ・掛合保育所と職員合同研修を実施する。
 - ・参加した各種研修受講内容は、復命書及び口頭で報告を行い、全職員の共通理解を図る。

9 小学校との連携

- ・情報交換、保小連絡会
　　保育公開日、授業公開日の参観により相互の理解を深める。
- ・三刀屋町内の保幼小中連携協議会に所属し、連携した取り組みを計画的に実施する。
　　パワーアップチャレンジ部会（学力）、ふるまい向上部会（生活指導）、みんなの会（特別支援）、健康づくり部会（保健）に職員全員が所属
- ・三刀屋の子どもを育てる会とも連携し、一体的な活動を行う。
- ・園長・所長・校長会（月1回）情報交換
- ・就学前において情報交換・移行支援会議

10 地域との連携

地域の方との交流や支援を得た活動を推進する。

- ・地域の支援を得た野菜作り活動の実施
- ・笹巻き作り、餅つきや獅子舞による交流
- ・デイサービス事業所への訪問活動
- ・幼稚園・こども園及び掛合保育所との交流活動の実施
- ・実習生、高校生ボランティアの受け入れ及び中学生・小学生との交流活動の実施
- ・各三刀屋地区交流センターに活動報告を年2回発行する。

11 病時保育事業（病後児対応型）の実施

施設定員2名

- ・児童が病気の「回復期」であり、かつ集団保育が困難な時期一時的に保育を行う。
- ・病後児保育の周知のための取り組み、大東病後児、病児保育との連携のための取り組みを行う。

12 保育に関する評価

提供する保育の質の評価を行い、その改善に取り組む。

[自己評価]

- ・職員の目標設定のための管理職による個人面接と職員の自己評価（年2回）を実施する。保育の振り返りと自己目標を明確にする。

[保育所評価]

- ・保育所内で保育所運営及び保育等について振り返り、評価を実施する。
- ・全体の課題を明確にし、改善へ向けた取り組みを行う。

2) 雲南市立掛合保育所保育業務

1 保育理念

～地域とともに健やかに～

- ☆ 入所児童及び地域の子どもの健全な人間育成を図るため、児童家庭福祉の理念に基づき、一人ひとりの最善の利益を尊重する。
- ☆ 家庭や地域と共に、自然を愛し、親しみ、たくましい身体と豊かな心を育み、未来を切り拓く意欲の持てる子どもの発達を促す。

2 保育目標

- ☆ 心身ともにたくましい子
- ☆ 心豊かで思いやりのある子
- ☆ 自分らしさを發揮し、意欲的にあそぶ子

3 児童数

在籍児童(予定)

年齢 人數	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
令和3年4月1日現在	5	12	9	16	11	14	67
令和4年3月1日予定	11	12	9	16	11	14	73

令和3年度 入所率 79% 月平均 71人

令和2年度 入所率 85% 月平均 76人

4 職員体制(4月1日予定)

職員 28名

- ・所長 1名、主任保育士 1名
- ・保育士 15名 (内 特別支援専任 2名)
- ・看護師 1名
- ・栄養士 1名、調理師 2名
- ・事務員 1名
- ・病後児保育担当保育士 1名
- ・子育て支援センター 子育て支援員 2名
- ・ファミリーサポートセンター アドバイザー 1名 (非常勤)
- ・一時預かり担当保育士 2名 (非常勤)

嘱託医 1名、嘱託歯科医 1名

5 健康及び安全

(1) 健康支援

看護師の専門性を生かした健康管理を図るとともに、保健計画に基づく児童の健康の保持や増進に務める。

- ・嘱託医による検診、聴力・視力検査

- ・感染症予防のための衛生管理
- ・健康指導（手洗い・うがい・歯磨き指導等）
- ・個々の成長及び健康管理
- ・元気アップ運動（生活リズム作り）
 - * 四校連携による生活リズム調査
 - * 小中高生による生活リズム指導
- ・運動プログラムによる体力の増進
 - * 園外保育の強化
 - * うんなんピックの実施（体力測定）
- ・保護者の理解を得ながら感染症等の予防対策の徹底を図る。
 - * 新型コロナウイルス感染対策
 - ・マスクの着用・手指消毒・健康チェック
 - ・玄関保護者受け入れ・健康チェック
 - ・業者保護者健康チェック
 - ・換気・室内消毒・三密を防ぐ生活
 - ・ほけんニュース・掲示板によるタイムリーな情報提供
 - ・健康についての相談

(2) 安全管理

- ・事故発生時の対応・防災対策・安全管理等に関するマニュアルを全職員が熟知し、危機的状況が発生した場合には、それに沿って体制が素早く取れるようにする。
- ・所内外の安全点検・危険個所の改善・災害発生時の訓練等を行うなど安全対策に努める。
 - * 月1回の災害時想定の避難訓練
 - * 年1回の引き渡し訓練・不審者対応訓練
 - * 月1回の安全点検・ヒヤリハットによる安全対策の重視

(3) 食育の推進

- ・食育計画に基づき、栄養士の専門性を生かした食を営む力の育成に努めるとともに、食物アレルギー等一人一人の児童に対して適切に対応する。
- ・地域の皆さんの協力を得ながら、所児による野菜栽培活動等を通した食育の強化を図る。
- ・給食便り・展示食・試食会等による食に関する情報提供
- ・離乳食・アレルギー食の保護者面接
- ・食育相談・食育指導（栄養のお話・クッキング）
 - * 箸の持ち方や食事の仕方等意識した指導
 - * 夏野菜・冬野菜等の栽培収穫
 - 年齢に応じた野菜つくりやクッキング体験
(食改さん、地域の方のクッキング指導)
 - * 地域に方による行事食体験
(もちつき・初釜・さんま焼き・かたら団子作り　パン作り・ピザつくり・芋汁作り・みそつくり)

6 子育て支援

(1) 子育て支援センター

地域の子育て家庭の保護者や児童等に対し、地域全体で子育てを支援する基盤を形成することにより育児支援を図っていく。

- ・保育所開放・子育て相談・試食会・リフレッシュ教室
- ・誕生会・子育て研修会等

*対象年齢に応じた内容、保護者の要望に沿った事業をする。

*専門機関と連携し、子育て相談に応じていく。

*保育所と連携し、保育所体験や入所前相談がスムーズにできるようにする。

(2) ファミリーサポートセンター

育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者とを組織化し、相互援助活動を行うことにより、市民及び市内の労働者が仕事と育児を両立し、安心して働くことができるような環境つくりや子育て支援機能の充実を図っていく。

- ・送迎サポート・預かりサポート・休日サポート・研修等

(3) 一時預かり事業

家庭内の子育ての孤立化解消等の支援と、保護者の都合により子育てが困難な場合に一時的に保育支援をする。

(4) 延長保育事業

仕事等により、保育時間内に迎えに来られない場合に必要に応じて保育支援をする。

(5) 病児保育（体調不良児対応型）事業

病気の回復期にある乳幼児を一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する。

7 保護者との連携

保護者との密接な連携をとり、保育の内容等につき理解及び協力を得るよう努め信頼関係を深めていく。

- ・親子遠足・夏祭り・親子運動会・発表会・一日保育士・クラス懇談・個人面談
- ・保育参加・子育て講演会・奉仕作業・そうめん流し竹作り等

8 職員の資質向上

職員の資質向上のため、研修計画に基づく研修の実施及び研修の機会の確保を図る。

- ・全職員の自己評価を実施し、能力開発や研修目標を定めて、職員の資質向上に努める。また、係制度を充実させ、業務分担による職員の役割の明確化、業務遂行能力の向上を図る。

- ・職員会議を月2回以上開催し、全職員の意思統一を図る。

　　クラス会・以上児会・未満児会・給食会・担当会を隨時行う。

- ・所内研修　　公開保育(4回)を行い、研修会の実施

　　講師：のぞみ保育設計研究所　野津道代氏

　　所内語る会　事例による検討

　　*雲南保育協議会研究保育公開

- ・近隣園・所との合同研修会

- ・県研究大会・市研修等の研修機会の確保

- ・障がい児や気になる子への対応についての研修
- ・健康支援についての研修
- ・キャリアアップ研修の受講
- ・セルフキャリアドッグの受講
- ・保育実習生・ボランティアを積極的に受け入れる。
- ・雲南社協中期経営計画による取り組み
保育所同士の連携を深め、共通理解をし運営保育をしていく。
全職員による事業運営の体制つくりをする。
地域を活かした交流会の実施
部門外交流の実施
午後保育検討会の実施

9 小学校との連携

小学校等関係機関と十分な連携を図り情報交換や研修会等を積極的に行い、就学に向けてスムーズに移行できるように配慮する。

- ・保小連絡会・子どもを語る会・保小交流会
- ・給食体験・学校見学・ミニ授業
- ・保育要録送付・校長、所長連絡会等
- ・子ども家庭支援センターとの連携（教育相談・にこにこ相談）

10 地域との連携

掛合の子ども達を地域全体で見守り、ふるさとに愛着を持つ子ども達を育てるために家庭・地域・学校で連携を図る。今年度は、コミュニティスクール実施年であり、具体的に実行できるよう連携を取り進めていく。

- ・ごみゼロ大作戦・あいさつ運動・地域交流会・地域散歩（地域の方の見守り）・川遊び（鮎の放流・つかみ取り）・ふる里祭り参加・栽培活動他・高齢者との交流（はづらつ・えがおの里・ふれあいセンター）・地域行事参加他
- *掛合町内の自主組織・老人会・ライオンズクラブを中心に、交流を深めていく。

11 保育に関する評価

- ・提供する保育の質の評価を行い、その改善に取り組む。
- ・保育所内で全職員による保育の質に関する振り返りによる評価を実施する。
- ・全体の課題を明確にし、改善へ向けての取り組みを行う。

6 地域包括支援センター事業部門

○ 部門ビジョン（目指す姿）

地域でその人らしく安心して生活できるために

一人ひとりに必要な包括的な支援を 多職種連携で実践する

地域包括ケア推進部を目指します

○ 部門運営方針

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援することを目的に、地域において一体的に実施する中核的機関として位置づけられています。設置責任主体である雲南市と協働して公益性・地域性・協働性を基本的視点に適正な運営を図っていきます。また、事務所移転を機に更に相談者が利用しやすいセンターとなるようサービス向上に努めます。

加えて、業務を円滑に進めるために必要な専門職の確保に向け積極的に取り組むとともに職員の資質向上に努めます。

<業務推進の指針>

1 総合相談支援業務

(1) 実態把握

地域の高齢者的心身状況や家庭環境等についての実態把握に努め、地域に存在するニーズに早期対応できるよう取り組む。

(2) 総合相談業務

地域において安心して相談できる拠点としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談内容に総合的に対応できる体制をつくる。

(3) ネットワーク構築業務

- ・地域の社会資源やニーズを把握し、相談時に適切な情報を提供、効果的な相談活動をする。
- ・地域のネットワークを通じて高齢者の実態把握を行い、支援が必要な高齢者に対して各専門職がチームで支援する。
- ・保健・医療・福祉サービスなどのネットワークを有効に活用し適切な支援につなげる。
- ・社協内では、生活相談支援センターや権利擁護センター等、地域福祉部門との連携により強みを発揮する。
- ・広報紙やパンフレットなどでセンター業務の周知を行い、地域での認知度を高める。

2 権利擁護業務

(1) 権利擁護

実態把握や総合相談の過程で、権利擁護の観点から支援が必要と判断した場合は、雲南市に連絡し、関係機関等との調整により適切に対応する。

- ・成年後見制度の活用
- ・老人福祉施設等への措置
- ・高齢者虐待（疑い含む）への対応
- ・困難事例への対応
- ・消費者被害防止

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(1) 包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築

- ・施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。
- ・地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう地域との連携体制を整備する。

(2) 介護支援専門員等に対する支援

① 日常的な個別指導・相談

介護支援専門員等の業務の実施に関し個別指導や相談への対応を行う。

② 事例検討会・研修会等の実施による支援

介護支援専門員への情報提供や事例検討会、研修会等を実施する。

③ 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的支援方針を検討し、指導・助言を行う。

④ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワークを活用する。

4 介護予防ケアマネジメント業務

- ・要支援及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的としてケアマネジメントを実施する。
- ・実施に際しては、高齢者自身が地域において自立した生活を送ることができるよう支援する。
- ・指定居宅介護支援事業所に委託した場合も責任を持って関与する。

5 指定介護予防支援業務

- ・予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、心身の状況、置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成する。
- ・計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等との連絡調整を行う。

6 地域ケア会議の開催及び参画

- ・個別課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見、地域づくりと資源開発、政策形成に関する5つの機能を果たすため、雲南市と連携して地域ケア会議を開催する。

個別支援型地域ケア会議 (主催：地域包括支援センター)

日常生活圏域型ケア会議 (主催：地域包括支援センター) 3回/年

自立支援型地域ケア会議 (主催：雲南市) 1回/月

市域ケア会議 (主催：雲南市)

7 職員の資質向上と連携強化

- ・職員の資質向上のため、計画的に研修の実施及び研修の機会を確保する。
- ・各種研修会に参加し職場内で共有する。